

○経済産業省告示第二百二十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年十月二十七日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本</p>	<p>一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本</p>

邦から外国へ向けた支払（イ又はロに掲げるもの（以下この号及び第六号において「第一号対象者」という。）に対して行う支払及び第一号対象者による支払については、当該第一号対象者のために当該第一号対象者以外の名義で行われるものその他の当該第一号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

イ、ロ 「略」

「削る」

邦から外国へ向けた支払（イ、ロ又はホに掲げるもの（以下この号及び第六号において「第一号対象者」という。）に対して行う支払及び第一号対象者による支払については、当該第一号対象者のために当該第一号対象者以外の名義で行われるものその他の当該第一号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

イ、ロ 「略」

ホ イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の

ホヽヨ| 「略」

二ヽ四 「略」

五 居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であつて、イランの拡散上機微な核活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動

対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（平成二十八年外務省告示第二十一号）で定めるものをいう。）

ヘヽ夕| 「略」

二ヽ四 「略」

五 居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であつて、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転

<p>を指定する件（平成二十八年外務省告示第十八号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの</p> <p>六・七 「略」</p>	<p>の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（平成二十八年外務省告示第十八号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの</p> <p>六・七 「略」</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	